

諮問番号：平成24年諮問第1号 諮問日：平成24年 2月20日
答申番号：平成23年度答申第4号 答申日：平成24年 3月15日
件名：「参議院議員配偶者記章交付申請書」の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定議員に係る参議院議員配偶者記章交付申請書については、その不存在を明らかにした上で不開示とすべきである。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「特定議員に係る『参議院議員配偶者記章交付申請書』（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成24年1月31日付け参庶文発第3号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が本件対象文書の存否を明らかにせず不開示としたことについてその取消しを求め、本件対象文書の存否を明らかにした上で、なお事務局文書が存在する場合には開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

参議院は不開示理由として、特定議員の配偶者の有無は、「個人に関する情報」と主張し、規程第4条第3号において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも相当しないとして不開示決定を行ったが、本件は以下の理由により規程及び法に定める不開示理由には相当しない。

法第5条第1号は「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（同号本文）を不開示理由として掲げるが、同号ただし書において例外規定を設ける。すなわち、特定の個人を識別することができるものであつても「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）は開示しなければならない。

参議院議員は日本国憲法及び公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）等の法令に基づき、全国民の代表者たる地位にある公職者であるが、その配偶者についても一定の範囲内で公職者に準ずる立場にあると考えられる。例えば、宮中において行われる儀式・行事への参列や、政府主催の行事への参列に際しては、議員及び配偶者が招待されるようである。また、

これらに際しては招待者の名簿が公表され、当然、配偶者においても例外ではない。したがって、議員の配偶者に関する情報は法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、不開示理由には相当しない。

また、上記理由により、規程第7条による事務局文書の存否を明らかにせず不開示とすることは認められない。

よって、事務局文書の存否を明らかにした上で、なお事務局文書が存在する場合には本件対象文書を開示すべきである。

第3 事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

参議院議員配偶者記章交付申請書は、参議院議員が、参議院記章規程に基づく参議院議員配偶者記章の交付を求めるため、事務局警務部長あてに提出するものである。本件対象文書は特定議員に係る参議院議員配偶者記章交付申請書であって、事務局警務部警務課が所管するものである。

2 不開示理由の要旨

特定議員の配偶者の有無は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、本件においては同号ただし書イからハのいずれにも相当しない。したがって、配偶者の有無は、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当する。

規程第7条は、「開示を求められた事務局文書が存在しているか否かを答えるだけで、事務局不開示情報を開示することとなるときは、当該事務局文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる」と定めている。

本件対象文書の存否を明らかにすることは、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報を開示することになるため、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とした。

本件対象文書が存在する場合には、議員が配偶者を有していることは明らかであって、当該文書の存在を明らかにすることは、議員の配偶者の存在という事務局不開示情報を公にすることになる。したがって、本件対象文書は、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすべきものである。

逆に、本件対象文書が存在しない場合には、直ちに議員の配偶者の有無が明らかとなるものではないが、存否を明らかにしないで不開示とする必要がある情報については、常に存否を明らかにしないで不開示とすべきものである。

3 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、宮中において行われる儀式・行事への招待者の名簿が公表され、議員の配偶者においても例外ではないと主張しているが、事務局において宮内庁に確認したところ、儀式・行事への招待者の名簿はマスコミ等に公表していないとの回答を得た。また、苦情申出人は、政府主催の行事への参列についても同様の主張をしているが、事務局において調査したところ、政府主催行事において、議長など特定の役職にある者以外については議員本人のみを招待するのが通例であり、申出人の指摘するような、招待を受けた配偶者の名簿が公表されるという事態は考えられない。したがって、議員の配偶者に関する情報は、法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

に該当しないと考える。

また、「衆議院議員比例代表選出議員選挙東海選挙区における特定政党の衆議院名簿届出書類一式の一部開示決定に関する件」（平成17年度（行情）答申第410号）において、政府の情報公開・個人情報保護審査会は、特定の衆議院名簿登載者に係る全部事項証明書（戸籍謄本）又は個人事項証明書（戸籍抄本）には「衆議院名簿登載者である本人又は本人と世帯員の本籍、氏名、出生年月日、父母続柄、配偶者区分、出生等が記載されており、全体として衆議院名簿登載者等の個人に関する情報であり、法5条1号の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。このうち、不開示とされている、衆議院名簿登載者本人の氏名、本籍の都道府県名の部分及び生年月日を除く記載事項について、法5条1号ただし書イ該当性を検討すると、当該記載事項については、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないものと認められ、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。以上のことから、文書⑧のうち、諮問庁が、なお不開示とすべきとしている部分（衆議院名簿登載者本人の氏名、本籍のうち都道府県名の部分及び生年月日以外の記載事項）については、戸籍謄本又は抄本上の本人の名は、法5条1号の不開示情報に該当せず、開示すべきであるが、その他は、同条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。」と判断している。

以上の理由から特定議員の配偶者の有無は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、本件において同号ただし書イからハのいずれにも相当しない。

したがって、規程第4条3号に定める事務局不開示情報に該当するものと考えられ、本件対象文書の存否を明らかにすることは、規程第4条3号に定める事務局文書不開示情報を開示することになるため、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすることが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成24年 2月20日 諮問の受理
- ② 同月24日 事務局の職員（警務部警務課長）からの説明の聴取及び調査・審議
- ③ 3月15日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであって、「特定議員に係る『参議院議員配偶者記章交付申請書』」である。

参議院議員の配偶者の有無は「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に該当し、同号ただし書イからハのいずれにも該当しないため、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとともに、本件対象文書の存否を明らかにすることは、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報を開示することになるため、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすることも考えられる。

以下、更に本件対象文書を不開示としたことの妥当性について検討する。

2 事務局不開示情報該当性について

特定議員の配偶者の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法第5条第1号本文に該当すると認められる。

特定議員の配偶者の有無は、法第5条第1号ただし書ロに該当する事情は存せず、また、同号ただし書ハにも該当しないことから、以下、同号ただし書イ該当性について検討する。

審査会において特定議員について確認したところ、当該特定議員は政府の役職に就任していることが判明した。政府は「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定。以下「規範」という。）において、国务大臣等の服務として、本人並びにその配偶者及びその扶養する子の資産を就任時及び辞任時に公開することを定めている。規範に基づく当該特定議員の資産公開状況を調査したところ、当該特定議員は配偶者の資産を公開しており、これによって当該特定議員が配偶者を有することも公になっていることが確認された。

上記事実に基づけば、当該特定議員の配偶者の有無は、法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められるため、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報には該当しない。

3 不開示としたことの妥当性

審査会において、本件対象文書の存否を確認したところ、事務局からは、当該特定議員から本件対象文書が事務局に提出された事実はなく、文書が存在しないとの説明があった。この事務局の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、事務局において本件対象文書を保有していないと認められる。

以上のことから、事務局において本件対象文書を保有していないことは明らかであることから、本件対象文書の不存在を明らかにした上で不開示とすべきである。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇